

## 学位申請論文の審査結果の要旨

本審査委員会(以下、「委員会」と略称)は、京都府立大学学位規程 12 条に基づいて以下のとおり審査の内容を研究科会議に報告する。(なお、審査論文の内容については、「学位申請論文の要旨」を参照されたい。)

### [経過]

委員会(森下委員、桂委員、朝田委員、吉岡委員)は、2021年4月14日、5月13日、5月27日、7月8日に会議を行うとともに、6月24日に公開審査会(最終試験)を開催した。公開審査会(対面21名、オンライン5名、総計26名)においては、学位申請者井上力省から学位申請論文(以下、「論文」と略称)の概要が報告され、その後審査委員4名全員および出席者からの質問および意見に対して応答がなされた。委員による論文評価および公開審査会における質疑応答の概要は以下のとおりであった。

### [評価]

社会教育機関である博物館には特定分野を専門に扱うものがあり、平和博物館もその中のひとつである。本論文で対象とする平和博物館は、対話・和解・交流などの非暴力手段による平和構築を専ら指向して設立・運営されているものである。1955年設立の広島平和記念資料館と長崎原爆資料館以来、日本では平和博物館が数多く設立された。1990年代、2000年代の設立が特に顕著である。これら平和博物館では多彩な実践が展開され、近年は設立主体としてのNPOの登場、学習活動を基礎にしたボランティアガイドによる市民参画など、多様さが認められる。

一方、戦後75年以上を経て戦争体験・戦争記憶の風化が叫ばれている。日本の平和博物館ひいては日本の平和主義は岐路に立っているといえる。

このような状況下にあつて、本論文は「市民社会」における平和博物館の社会的役割が、「戦争記憶の継承」を通じた「平和創造の主体形成と公共性の創出」にあることを明らかにした。

社会教育学において、歴史と現状を把握した上で平和博物館を体系的・学術的に論究した研究は多くない。平和博物館での史資料の収集・保管、展示などの教育普及、調査研究活動といった個別の実践研究はあるが、その蓄積に一定の年月を要してきたことから研究は途上にあるといえる。本論文は、こうした研究の流れの中で、平和博物館研究領域における諸概念の定義や全体的問題を扱った業績として位置付けられるものである。現場実践と先行研究の蓄積の上に立ち、明確な問題意識に基づいて日本の平和博物館の体系的検討の端緒を開いた意欲的な研究であり、特に以下の諸点において、優れた研究であると評価することができる。

1. 本論文は、「平和創造の主体形成と公共性の創出」の観点で、日本の平和博物館を網羅的に調査し類型化している。これまで、平和博物館の個別の実践研究の蓄積はなされてきたが、専門博物館として学術的に全体を把握・整理し、平和創造に向けた社会的役割を論じるという今までにない視座を提供した点で、大きな意義を持つものである。
2. 戦争体験世代から次世代へと移行しつつある現在、「戦争記憶の継承」に着目したこ

と、博物館職員と見学者の間に位置するボランティアガイドに着目したことは特筆に値する。そして、学習と行動を通じた「主体形成」を「市民社会」における「公共性」創出の観点からとらえ直し、平和博物館の本質を明らかにしたところに独創性が認められる。

3. 本論文は、社会教育学に新たな研究視角を拓くとともに、博物館学、平和構築研究など隣接諸領域をつなぐ学際性を有しており、今後の研究発展に資する可能性が大きい。

4. さらに本論文は、社会教育領域における平和教育や主体形成を目指す平和博物館の課題に正面から向き合うことで、現場実践に対して有益な理論的視座を提供するものとなっている。

以上の成果とともに、本論文は次のような課題を持つものである。

1. 本論文は、平和博物館の社会的役割を明らかにすることを試みたものであるが、その検討にあたって、役割を果たす場として設定している「市民社会」や、戦争記憶の継承によって創出される「公共性」の概念把握や研究上の位置づけが不十分である。用いる概念は思想系譜のどこに位置し、いかなる枠組みで論じているのか不明確で、形式的な用法・表現が見られる。また、本論文を通底する絶対平和主義とは異なる平和・安全保障観や「歴史修正主義」との関係、「国民国家」などの欠かせない他の概念の検討や議論も経た上での平和博物館の探究も求められる。

2. 本論文は、社会教育学で重要とされる「主体形成」を扱っているが、その主体分析の対象は平和ボランティアガイドが中心となっている。学習と行動から「主体形成」をめぐる平和博物館の機能や社会的役割を考察するためには、多様な背景や意識を有するさまざまな世代の博物館見学者を、博物館職員、ボランティアガイドとの関係の中でとらえなくてはならない。「市民社会」において平和博物館が「平和創造の主体形成と公共性の創出」の役割を果たすには、平和博物館の目的と同じ価値観を前提としている人だけではなく、広範な展開が求められるところに大きな実践上の課題があるが、本論文は十分な分析・検討がなされたとは言い難い。

3. 統計資料の分析に慎重さを欠く箇所があること、「参与観察」理解が不十分であること、外国語文献の渉猟による海外の先行研究や動向の検討が不足していることなど、調査研究の方法や対象の幅、叙述において一部に難が認められる。

[公開審査会の状況] (敬称略)

6月24日(木)午後4時30分から6時まで、本学6号館ホール1にて公開審査会が行われた。

最初に、司会(森下委員)の開会説明に続いて、申請者が論文について配付資料に基づき約30分間の説明を行った。その後、質疑応答に移り、まず朝田委員が質問を行い、次のような応答が行われた。

①本論文のキーワードとして主体、公共性を挙げているが、思想的枠組みのどのような理解のもとで使用しているのか、前提となっている先行研究の議論との重なりについて問う質問に対しては、特に公共性について、啓蒙思想以降の普遍的価値と結びつけつつ価値志向的な概念として扱ったが、ユルゲン・ハーバーマスやハンナ・アレントなどの議論との関係についての説明は十分ではなかったとの回答であった。

②当該領域の海外研究や、モニュメント研究、メモリアル研究などの社会学・人類学に

おける海外研究の最新動向はどのようなもので、どこまで何が明らかになっているのかを問う質問に対しては、国際学会等での議論の説明と海外の研究動向のさらなる把握は、今後の課題である旨の回答があった。

③参与観察という調査方法論に関する文献が参考文献に挙げられていないが、どのような理解のもとで用いたのか、という質問に対しては、方法論的に十分ではなかった点を認めつつ、自身のボランティア経験をもとにしたことについての説明があった。

④調査対象は運営側に力点があり、平和指向性を強く持っている人が中心で、若者層などが十分扱われていないにもかかわらず「主体」が形成されたと結論づける根拠について問う質問に対しては、ボランティアガイドの主体形成の検討から見学者に一般化できるのではという見通しで調査分析したが、主体形成について説得的に論じるには調査対象の幅をさらに広げる必要があるという認識が示された。

続いて、桂委員からは第4章について質問があり、次のような応答があった。

①本論文で論じられる主体形成はボランティアガイドに限られるのか、見学者も含むのか。また、学生へのアンケート調査は、ボランティアガイドの主体形成を側面的に実証しようとしているのか、見学者の主体形成について実証しようとしているのか、という質問に対しては、本論文では調査分析対象がボランティアガイド中心となり、見学者の主体形成についての調査や叙述が足りなかったとの回答であった。

②「学習が行動につながることで主体形成があると解釈できる」とメルクマールを示しているが、その実証がなされているか。学習会の検討だけでなくそれがボランティアガイドの行動の変化にどう影響したかまで検討すべきではなかったか、という質問に対しては、学習の広がりとしての平和創造の行動があつて初めて主体形成される、という観点で論じたが、行動が主体の変容につながるまでの実証が不足していることを認める回答があった。

③立命館大学国際平和ミュージアムの事例は貴重で学ぶべきことが多いが、特殊な事例で、平和博物館全体から見ると平和創造の主体形成について本事例を以て論じることは少し無理があるのではないか、という質問に対しては、公立博物館の活動まで含め得るかは難しい面があるものの、近年では他館においても同様の活動が認められ、一般化できるとの回答があった。

続いて、森下委員からの質問については、次のような応答があった。

①「平和主義の揺らぎ」を前提として論が展開されているが、用いられている中学生の平和意識調査結果の解釈と、事例・データ提示の多角的考察の必要について指摘と質問があった。これに対し、指摘を認めるとともに、解釈の説明の際に調査時の国内外情勢に言及するなど、叙述にも課題が残ったとの回答があった。

②第1章【表1-2】では類型と機能が完全に分けられているが、複数機能を果たす博物館も考えられ、分類の基準の説明が求められた。これに対し、本論文の分類によって複数機能の面が見えなくなる危険性については自覚しつつ、先行研究での位置づけをもとに各博物館の特徴的な活動事例を参照して、あえて単純化して分類することで見えてくるものがあるという意図を以て作成したとの説明があった。分類することによって複数機能の面が見えなくなる危険性については指摘のとおりである旨述べられた。

③第4章【表4-5】の来館者のアンケート回答の分析記述に適切さや公平さを欠く箇所があるとの指摘に対しては、ボランティアガイドの視点寄りの記述になっていることを認

め、来館者の回答に即した考察を再検討したい旨の回答がなされた。

④平和に対する意識の高い市民だけでなく、高くない市民に対する平和博物館活動の影響や可能性について、戦争記憶の継承だけで十分であるのか、という質問に対しては、論文中の例を引用しつつ、各平和博物館でこの問題について取り組んでいるが、現在はまだ模索の段階にあると説明があった。

最後に、吉岡委員からの質問については、次のような応答があった。

①「公共性」「市民社会」など、本論文で用いている概念について、「国家」「国民国家」や「国民」「公民」との関係でどう説明できるのか、また、「歴史修正主義と排他主義」の内実の説明が欠けており、絶対平和論以外の主張や現実をふまえた議論の説明も要するのではないか、という質問に対して、自然権や市民の権力の具体化と保障の観点から論じようとしたと回答するとともに、平和博物館との関連で十分叙述が尽くせなかったとの説明があった。

②第5章【表5-1】が形式的な分類であることへの違和感があり、「集团的記憶」「社会的記憶」「公共的記憶」それぞれの意味と相違について確認する質問に対し、多くの研究で定義が一致していない現状を踏まえて概念の整理を試みたもので、不完全性を認めつつ、記憶に留める意思がある場合に公共的なものとした、との回答があった。

その後行われた参加者からの質疑では、次のような質問が出された。

まず窪田好男（本学公共政策学部教授）からは、評価学の一分野としての博物館評価という分野についての認識を問う質問があった。これに対して、評価一般の議論と本研究との関係は十分検討できていないため、今後の課題としたいとの回答があった。

次に瀧本知加（本学公共政策学部准教授）からの、「主体形成」と「公共性の創出」の関係が論文全体の構成でどのようになっているのか、という質問に対しては、戦跡保存を例に、市民の行動を軸に両者の相互関係がみられるとの回答があった。

#### [審査結果の報告]

委員会は、以上の審査委員による論文審査と公開審査を通じて、申請者の強い課題意識、一貫した論旨と研究の蓄積を確認するとともに、論文は公共政策学研究科「博士論文の審査基準」（2017年1月5日）における「博士学位論文の評価の基準」（下記参照）に照らしてその基準を達成していると判定した。したがって、委員会は申請者が博士（福祉社会学）の学位に値するものと判断する。

#### [博士学位論文の評価の基準]

- ①明確な問題意識に基づいて研究の意義や必要性が論じられた独創的なものであること。
- ②当該分野の先行研究を渉猟し、批判・評価の作業が十分になされていること。
- ③研究の目的に照らして適切な研究方法がとられ、学術論文として論旨が明快で論理的に明確な結論を導いていること。
- ④研究成果が国際的な学術水準および学際的な観点から重要性があり、社会的要請にも応える発展性を持つものであること。